

一般競争入札の実施について

令和 8 年 7 月 3 日（金）

大阪市職員共済組合
理事長 中小路 和司

一般競争入札を実施するので、次のとおり掲示する。

1 担当

〒530 - 8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号
大阪市職員共済組合（大阪市役所 4 F） 電話 06 - 6208 - 7541

2 入札に付すべき事項

- (1) 業務の名称 令和 8 年度老齢給付決定決議書等の P D F 化業務委託（単価契約）
- (2) 業務の内容 別紙仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 9 年 1 月 29 日まで

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、当共済組合の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること、又は ISO/IEC27001 若しくは JIS Q 27001 の認証を受けていること

4 入札参加申請書等の交付

ホームページによる。

5 入札参加申請等

- (1) 申請書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

①一般競争入札参加申請書

②事業者の概要

③登記事項証明書

(現在事項証明書、履歴事項証明書、代表者事項証明書のいずれか1つ)

④特定個人情報等取扱業務委託先評価表

※ただし、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている場合は②及び③の提出は不要とする。

(2) 受付期間

掲示の日から令和8年7月27日(月)までの大阪市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く)。

(3) 受付場所

「1 担当」に同じ。

(4) 申請書類は、「(2) 受付期間」で指定する期間内に、「(3) 受付場所」または郵送にて提出すること。

※郵送の場合は令和8年7月27日(月)必着

(5) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。

6 入札参加申請書の取扱いについて

受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。

7 質問事項の受付・回答

(1) 受付期限

令和8年7月10日(金) 午後5時30分まで

(2) 仕様書等についての質問方法

質問は電子メール(必ず開封済みを要求すること)にて【kyosai@city.osaka.lg.jp】まで送信すること。

(3) 質問への回答日及び回答方法

令和8年7月17日(金)に、大阪市職員共済組合ホームページの「入札契約情報」に掲載する。

ただし、質問がない場合は掲載しない。

8 入札参加資格の通知等

(1) 入札参加資格審査結果通知書等は、令和8年7月30日付けでメールにより交付する。

(2) 入札参加資格がないと認めた申請者に対しては、通知書にその理由を付して交付する。

9 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加申請の受付期限までに申請をしなかった者又は入札参加資格がないと認められた者
- (2) 入札参加申請の受付期限から入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の者
- (3) 入札参加申請の受付期限から入札執行日時までの間において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

10 保証の要否

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

11 入札執行日及び場所

- (1) 入札執行日
令和8年8月6日（木） 午後4時
- (2) 入札執行場所
大阪市役所本庁舎 4階 総務局会議室

12 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

13 その他

- (1) 落札者は入札執行日以降、当共済組合の指示のもと内訳明細書を提出し、契約書を作成すること。
- (2) 落札者は契約締結までに、プライバシーマークの使用許諾証の写し、又はISO/IEC27001若しくはJISQ27001に準拠したISMS認定証の写しを提出すること。
- (3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (5) 上記によるもののほか、この入札を行う場合において了知し、遵守すべき事項は、入札参加資格審査結果通知時に交付する「入札の手引」による。